

公益財団法人 公益法人協会 第22回理事会議事録

1 開催された日時 平成25年6月24日(月) 16時30分～16時50分

2 開催された場所 日本工業倶楽部3階中ホール

3 理事総数及び定足数

現在数 15名、定足数 8名

4 出席理事数 9名

(出席) 浦上節子、太田達男、金沢俊弘、鈴木勝治、高宮洋一、田中 皓、長瀧重信、
松岡紀雄、山岡義典

(欠席) 片山正夫、岸本幸子、橋本大二郎、早瀬 昇、福原義春、堀田 力

(監事出席) 谷村 啓、平川純子

5 議 題

報告事項

- ① 役員等候補選出委員会の決議内容について
- ② 第10回評議員会の決議内容について

決議事項

- 第1号議案「代表理事及び執行理事の選任」の件
- 第2号議案「理事長及び専務理事の選任」の件
- 第3号議案「平成25年度役員報酬」の件
- 第4号議案「土肥前常務理事に対する退職慰労金」の件

6 議事の経過及びその結果

出席理事の互選により太田理事が仮議長に選出され、議長は、定足数を満たしていることを確認の上、議案の審議に移った。

○ 報告事項

仮議長の太田理事から、決議事項を審議する前に、12日に開催された役員等候補選出委員会及び本臨時理事会の直前に開催された定時評議員会の決議内容について下記報告があり、了承された。

① 役員等候補選出委員会の決議内容について

報告によると、同選出委員会は、7日に開催された第21回理事会が提出した候補者名簿をもとに理事、監事、評議員の候補者について審議を行った。その結果、理事は再任12名、新任3名、監事は新任1名、また、評議員は再任10名、新任10名のそれぞれ候補者を選出し、評議員会へ議案として提出した、とのことであった。

② 第10回評議員会の決議内容について

報告によると、平成24年度事業報告及び計算書類等は理事会が提出した原案どおり決議された。また、役員等の改選があり、理事は12名が再任され、退任2名、新たな選任が3名あった。監事は3名のうち1名が改選期に当たったが、その監事は新たに理事に選任されたので、1名の補充選任を行った。また、評議員は28名のうち20名が改選期に当たったが、うち10名は再任を希望しなかったので残りの10名が再任され、新たに10名が選任されたので結果、改選前と同じ28名となった。選任された方は、いずれも役員等候補選出委員会が選出した候補者である。

○ 決議事項

第1号議案「代表理事及び執行理事の選任」の件

仮議長より、代表理事及び執行理事の候補者に関する議案説明があった。審議の結果、次のとおり選任を出席理事全員一致で可決した。

(代表理事) 太田達男、金沢俊弘

(執行理事) 鈴木勝治

第2号議案「理事長及び専務理事の選任」の件

仮議長より、理事長及び専務理事の候補者に関する議案説明があった。審議の結果、次のとおり選任を出席理事全員一致で可決した。

(理事長) 太田達男

(専務理事) 金沢俊弘、鈴木勝治

第3号議案「平成25年度役員報酬」の件

第2号議案の決議により正式に議長となった太田理事長より、同議案に関する説明があった。説明によれば、平成25年度役員報酬は、本年3月に開催した理事会にて4～6月の3か月分について決議を受けているが、本理事会にて、7月以降の25年度役員報酬(別紙)の決議を求めるものである、とのことであった。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第4号議案「土肥前常務理事に対する退職慰労金」の件

議長より、同議案に関する説明があった。説明によれば、土肥氏の常勤理事としての在職年数は満5年。当協会「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」による退職慰労金の算出額は121万円である、とのことであった。


審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

以上をもって議案の審議等を終了したので、16時50分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成25年7月5日

代表理事 太田 達男 

代表理事 金沢 俊弘 

監 事 谷村 啓 

監 事 平川 純子 

(別紙)

役員報酬の金額等

(単位：円)

理事氏名	号俸	俸給月額	H25年7月 ～26年3月	H25年度 年間換算 役員報酬	H24年度 役員報酬	勤務形態 (所定勤務)
太田 達男	28	640,000	5,760,000	7,680,000	7,680,000	週5日
金沢 俊弘	26	600,000	5,400,000	7,200,000	7,200,000	週5日
鈴木 勝治	17	420,000	3,780,000	5,040,000	5,040,000	週4日

* 役員賞与は支給しない（役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程第3条第4項）。